

家族信託・個人による活用事例③

-承継者指定型信託-



1.事例の概要

①相談者：A氏（72歳）

②事例背景：

● A氏には亡妻との間に⇒長男B(49歳)／次男C(47歳)がいる

● **次男Cは5年前に行方不明**⇒音信不通状態

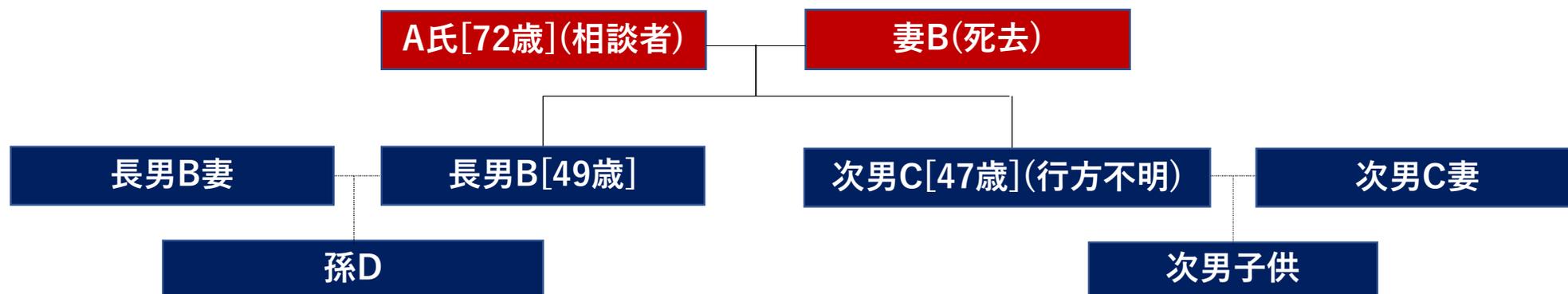
● A氏⇒自宅不動産でB夫婦／孫Dと同居

● A氏⇒**相続財産は全て子供Bに相続させることを希望**

● C氏⇒妻子があり、A氏と同一市内に居住

● C氏妻子⇒A氏に対して悪い感情を抱いている

● このまま相続となった場合⇒**A氏／B氏にとって⇒C氏妻子の存在が疎ましい**



2.家族信託以外の対策例・その課題点

1.対策例①：遺言書の活用

●A氏が長男Bに**全財産相続させる旨の遺言**を書く

●対策例①の課題点：

- ・遺留分減殺請求権の時効は「**相続を知ってから1年or相続から10年**」
- ・よって次男Cが行方不明のため⇒10年間財産が安定しない状態が続く
- ・また、次男C妻子が⇒裁判所に以下の申立てを行う可能性がある
 - (1)**不在者財産管理人選任**の申立てを行い、
 - (2)**遺留分減殺請求**をする事態が想定される



A氏の財産状況

資産概要	金額
自宅不動産	時価 3,000万円 (A氏と長男夫婦・孫同居)
預金等	5,000万円

3.家族信託を活用した提案

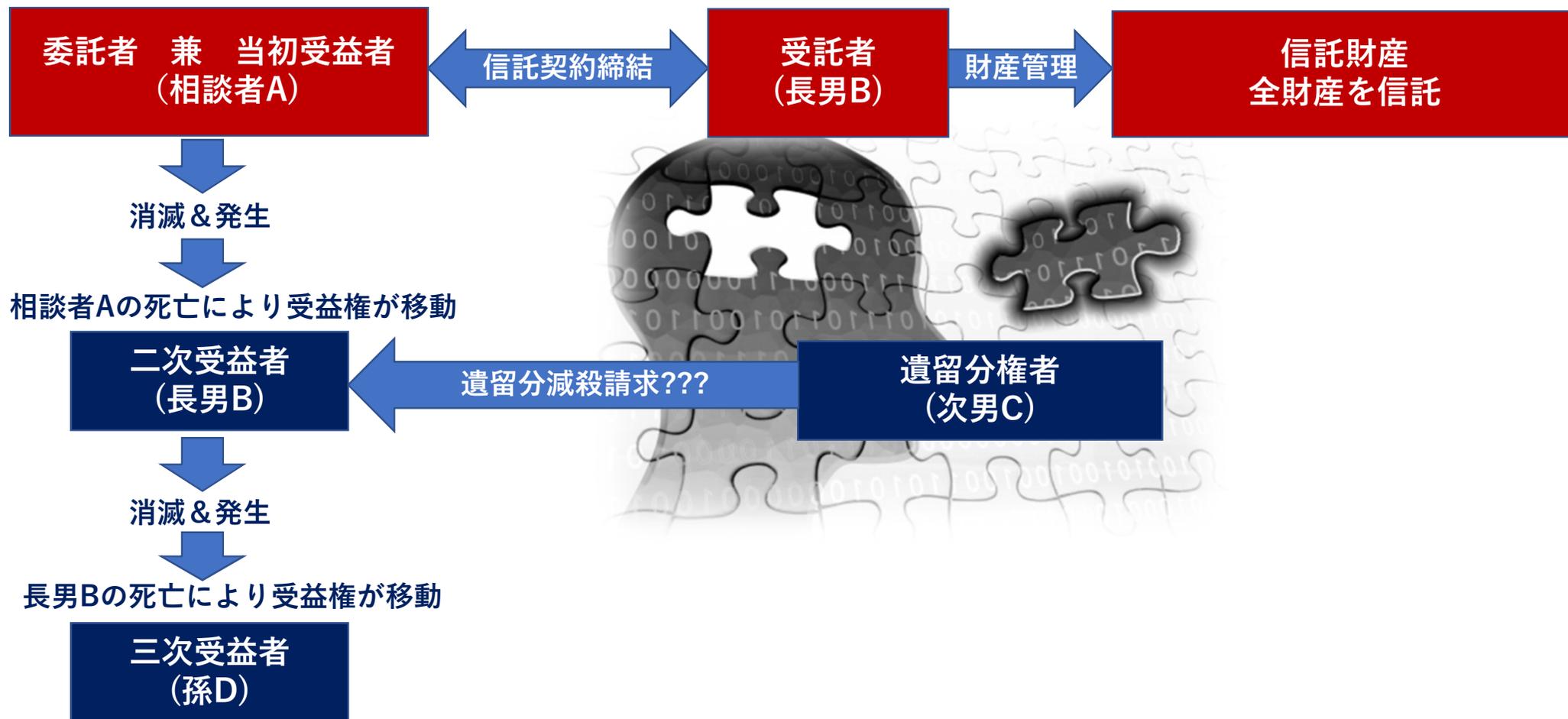
●対策例：全ての財産を信託財産とする家族信託契約を締結する

①具体的内容：

- ・ **A氏を委託者 兼 当初受益者**とする
- ・ **子供Bを受託者**とする
- ・ **当面の二次受益者を子供B**とする
- ・ **子供B死亡後の三次受益者を孫C**とする



4.本事例のスキーム図



5. 家族信託を活用するメリット

① A氏死亡後の受益権

→ **確実に子供Bに移動する**

② 子供C / 不在者財産管理人が遺留分減殺請求をしてきた場合

→ **不動産の所有権が共有になる事態は回避**できる

③ 遺留分問題解決後の対応

→ **状況に合わせた選択が可能**となる

例1) 子供Bの意思で「家族信託契約を解除」し、
「所有権」に戻しても良い

例2) 受託者の交代

例3) 受益権の一部を贈与して「受益権を増やす」

相続対策・家族信託のタイミングはいつか？

◆ 問題の顕在化と対策のタイミング

